

令和2年度不服申立ての処理状況について

ここで、不服申立ての件数については、処分ごと、不服申立人ごとに1件としています。

例えば、A局、B区役所が行った部分公開決定それぞれ1件に対して、1通の審査請求書が提出された場合でも、2件の審査請求となります。

また、3名の児童に対して、それぞれ一時保護処分が行われ、それらに対し、保護者から1通の審査請求書が提出された場合でも、3件の審査請求となります。

また、特区認定に対して、近隣住民2名から1通の審査請求書にて審査請求が行われた場合は、2件の審査請求となります。

1 不服申立て¹について

① 新規不服申立ての件数について

令和2年度に大阪市に対して新たに不服申立てがなされた件数は406件で、前年度に比べて77件増加しています。

審査庁別の件数は、下表のとおりです。

審査庁	2年度	元年度
市長	354件	296件
水道局長 ※	1件	0件
建築審査会	22件	0件
教育委員会	4件	4件
人事委員会	4件	3件
選挙管理委員会	2件	10件
監査委員	1件	0件
固定資産評価審査委員会	18件	16件
合計	406件	329件

※令和元年（行ヒ）第393号令和3年1月22日最高裁判所第二小法廷判決を受けて、従前、審査庁を市長としていたものを水道局長に変更しています。

¹ 「不服申立て」は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び特別法に基づく不服申立て全てです。

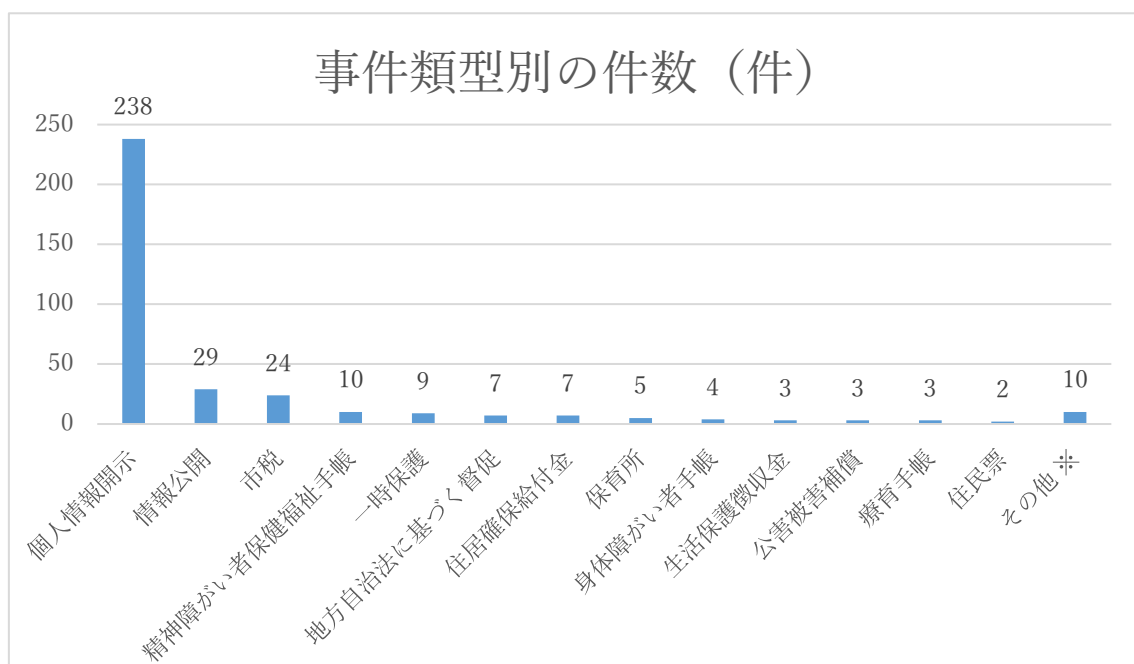
② 市長に対する新規不服申立ての類型別件数について

市長に対する新規不服申立て 354 件の不服申立て類型別の件数は下表のとおりです。

新法	処分についての審査請求	338 件
	不作為についての審査請求	13 件
	再調査の請求	3 件

③ 市長に対する新規不服申立ての事件別件数について

市長に対する新規不服申立て 354 件の事件類型別の件数は、下記グラフのとおりです。



※その他の内訳は、空き家に関するもの 1 件、客引きに関するもの 1 件、後見人等報酬助成に関するもの 1 件、老人福祉措置に関するもの 1 件、児童扶養手当返還に関するもの 1 件、裁決に関するもの 1 件、不明 4 件の合計 10 件です。

④ 令和2年度の不服申立てに係る処理内容別件数について

令和2年度に不服申立てに係る処理が行われた185件のうち、処理内容別の件数は下表のとおりです。

なお、却下のうち、4件は原処分が取消されたことに、3件は原処分が変更されたことに伴うものです。

認容 ²	10件
棄却 ³	97件
却下	46件
取下げ	32件

² 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

³ 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

2 新法⁴に基づく審査請求について

以下では、不服申立てのうち、新法に基づく審査請求（処分についての審査請求及び不作為についての審査請求）に絞って概要を示させていただきます。なお、令和2年度に新法に基づく審査請求は384件あり、前年度からの持越し378件と合わせた762件のうち、160件について令和2年度中に処理が行われました⁵。

① 令和2年度に審査請求について処理が行われた件数について

令和2年度に審査請求について処理が行われた160件の処理内容別の内訳は下表のとおりです。

認容 ⁶	10件
棄却 ⁷	79件
却下	39件
取下げ	32件

認容の内訳は、障がい者総合支援に関するもの1件、情報公開に関するもの5件、個人情報開示に関するもの4件で、いずれも認容・一部認容すべきとの答申を受けて認容（一部認容）裁決がなされています。

② 令和2年度に裁決等が行われた審査請求についての諮問先等別件数について

令和2年度中、審査請求について処理が行われた160件のうち、諮問先等別の内訳は下表のとおりです。

	認容	棄却	却下	取下げ	合計
情報公開審査会	5件	15件	0件	1件	21件
個人情報保護審議会	4件	13件	0件	5件	22件
行政不服審査会	1件	18件	1件	0件	20件
5号適用 ⁸	0件	10件	0件	0件	10件
その他 ⁹	0件	23件	38件	26件	87件

⁴ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

⁵ なお、令和2年度に処理が行われた新法に基づく審査請求以外の類型は、旧法に基づく異議申立て3件、旧法に基づく審査請求1件、再調査請求4件、公職選挙法に基づく異議の申し出1件、地方税法に基づく審査の申し出16件です。

⁶ 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

⁷ 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。

⁸ 行政不服審査法第43条第1項第5号に基づき行政不服審査会が諮問不要と決定したもので、身体障がい者手帳に係るもの3件、精神障がい者保健福祉手帳に係るもの7件について、当該決定に基づき、行政不服審査会への諮問を行わず裁決等されました。

⁹ 行政不服審査法第43条第1項のうち第5号以外の理由で諮問がなされなかった事件及び審理員の指名がなされなかった事件等になります。

③ 令和2年度に処理が行われた審査請求についての審理手続きについて

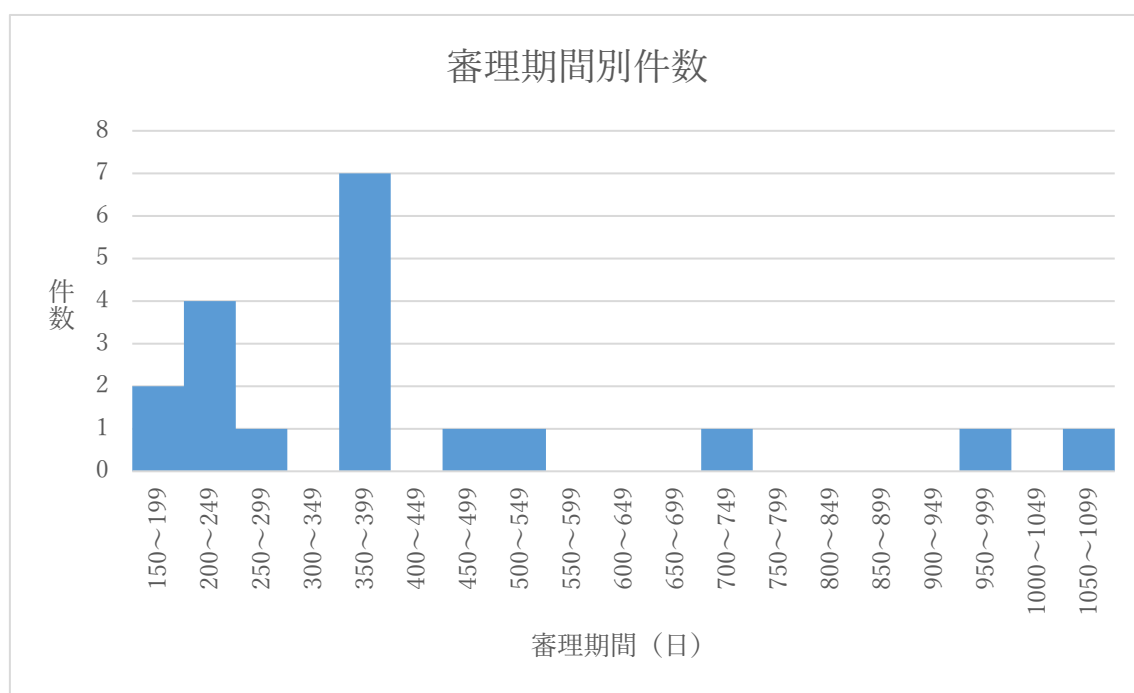
令和2年度中、審査請求について処理が行われた160件のうち、審理員指名がされた事件は57件です。そのうち、審理員審理において口頭意見陳述が実施された事件は0件でした。

3 審理期間¹⁰について

審理期間については、審査庁や不服申立て類型によって大きく異なるところですが、ここでは参考に、行政不服審査会、情報公開審査会、個人情報保護審議会の答申を経て裁決され場合の審理期間と、行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し行政不服審査会に諮問せずに裁決された場合の審理期間の実績を参考に示させていただきます。

- ・行政不服審査会の答申を受けて裁決された場合

令和2年度中に行政不服審査会の答申を受けて裁決された件数は合計19件であり、審理期間別の件数は下記グラフのとおりです。



¹⁰ 不服申立日から裁決日までの日数から補正に要した日数（補正書命令日から補正書収受日の間の日数）を引いて算出しています。

また、総務部会、税務部会の内訳も含めた審理期間の平均値等は、下表¹¹のとおりです。

	全体（19件）	総務部会（6件）	税務部会（13件）
平均値	415日	622日	319日
中央値	370日	456日	257日
最大値	1,092日	1,092日	707日
最小値	163日	366日	163日
8割 ¹²	463日	998日	370日

なお、手続きごとに要した日数の平均は下表のとおりです。

	全体	総務	税務
審査請求から審理員指名まで ¹³	48日	99日	25日
審理員指名から審理員意見書提出まで	230日	314日	191日
審理員意見書提出から諮問まで	17日	29日	12日
行政不服審査会への諮問から答申まで	90日	133日	70日
答申から裁決まで	30日	49日	22日

いずれの手続きも総務部会諮問案件が税務部会諮問案件より長期間を要しています。その理由としては、税務部会案件については市税に関するものに限られ、審査庁担当課、審査会ともにノウハウの蓄積が見られるが、総務部会案件については、審査庁担当課は各所属の各課に分散しており、審査会においても制度理解から入る必要があるためと思われます。

¹¹ 小数点以下四捨五入（以下同）しています。

¹² 8割が収まる日数です。

¹³ 補正に要した日数を除いています。

- ・情報公開審査会の答申を受けて裁決された場合（20件¹⁴）

平均値	739日
中央値	724日
最大値	1,111日
最小値	378日

- ・個人情報保護審議会の答申を受けて裁決された場合（19件¹⁵）

平均値	852日
中央値	710日
最大値	2,003日
最小値	514日

- ・審理員意見書の提出を受けた後行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し諮問せずに裁決された場合（10件）

	全体（10件）	身体 ¹⁶ （4件）	精神 ¹⁷ （6件）
平均値	248日	425日	130日
中央値	146日	457日	132日
最大値	533日	533日	146日
最小値	106日	252日	106日

¹⁴ 全件新法に基づく審査請求です。

¹⁵ 旧行政不服審査法に基づく異議申立て2件を含みます。

¹⁶ 身体障がい者手帳に係る審査請求です。

¹⁷ 精神障がい者保健福祉手帳に係る審査請求です。

4 その他

- ・行政不服審査会諮問件数について

令和2年度の諮問件数¹⁸は16件で、前年度と同じ件数です。部会別の件数は下表のとおりです。

	令和2年度	令和元年度
総務部会	6件	6件
税務部会	10件	10件

- ・行政不服審査会答申件数について

令和2年度の答申件数は12件で、前年度から6件減少しています。

なお、審査会において口頭意見陳述が実施された諮問案件は0件です。

答申の結論別の内訳は、下表のとおりです。

	令和2年度	令和元年度
認容 ¹⁹	2件	3件
棄却 ²⁰	10件	14件
却下	0件	1件

¹⁸ 2件の審査請求が併合されて諮問されることがあるので、必ずしも審査請求件数・裁決件数とは一致しません。

¹⁹ 請求の一部でも認容されているものは「認容」としています。

²⁰ 一部棄却・一部却下は「棄却」としています。